

介護保険負担限度額認定の更新のご案内

このご案内は、令和7年7月末有効期限の「介護保険負担限度額認定証」を交付されている方にお送りしています。引き続き下記の施設を利用する等で、認定証の交付を希望される方は、更新申請の手続きをお願いします。なお、令和7年8月から負担段階の判定基準が一部変更となります。

【負担限度額認定の対象となる施設】

特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院

※グループホーム、有料老人ホーム等は対象外

なお、上記の施設やショートステイを利用されない方は、手続きの必要はありません。

■ 申請受付

令和7年6月17日（火）から

7月16日（水）までにご提出いただいた方については、7月末日までに結果通知を発送します。7月17日（木）以降の受付分については、8月以降に随時発送します。

※8月29日（金）までに申請されなかった場合は、8月分の適用ができませんのでご注意ください。（申請月の1日からの適用となります。）

■ 提出先

◇山口市役所各総合支所（小郡は小郡保健福祉センター）

◇各地域交流センター（次は除く。大殿、白石、湯田、小郡、秋穂、阿知須、徳地、阿東）

■ 手続きに必要なもの

- 介護保険負担限度額認定申請書
- 預貯金等の資産の額が分かる書類（写しでも可）
※配偶者がいる場合は、配偶者のものも必要
※生活保護受給中の方は不要
- マイナンバーカードまたは通知カード（本人・配偶者）
- 窓口に来られる方の本人確認のできる書類
- 代理人が申請される場合は代理権の確認のできる書類
- 自署できない場合は印鑑（本人・配偶者）

■ 申請時に必要な本人または代理権の確認ができる書類

窓口申請の際は、本人確認を行いますので、次の書類をご持参ください。

1. 提出者（窓口申請者）の公的証明書

※顔写真入りのもの1点（運転免許証など）、顔写真のないもの2点（健康保険証など）

2. 被保険者以外の代理人が申請する場合は、代理権が確認できるもの

（例）委任状、被保険者の公的証明書の原本（被保険者の介護保険被保険者証、医療保険証、年金手帳、障害者手帳など）、被保険者の預貯金通帳の原本、同封の案内通知（「介護保険負担限度額認定証」の申請手続きについて）等

■ 対象となる方

負担軽減を受けられるのは、次の全てに該当する方です。

- (1) 介護保険の認定を受けている方
- (2) 本人及び同一世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税者
- (3) 段階に応じた資産要件を満たしている方（下表参照）

利用者負担段階	所得の基準	預貯金等の基準 ^{※2}
第1段階	生活保護受給者又は 市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 (夫婦2,000万円以下)
第2段階	市民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額 ^{※1} の合計が80万9千円以下の方	単身650万円以下 (夫婦1,650万円以下)
第3段階①	市民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	単身550万円以下 (夫婦1,550万円以下)
第3段階②	市民税非課税世帯で、年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円超の方	単身500万円以下 (夫婦1,500万円以下)

※1 合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した金額となります。

※2 第2号被保険者（40～64歳）の預貯金等の資産要件は、段階にかかわらず単身1,000万円（夫婦2,000万円）以下となります。

■ 預貯金等の資産が分かる書類

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
<input type="checkbox"/> 預貯金（普通預金・定期預金） ※本人、配偶者名義の全ての預貯金が対象 ※残高が少ない通帳も添付 適正な審査のため申請日直近での記帳をお願いします。 なお、申請前にまとまった金額を引き出された場合は、領収書等の確認をさせていただきます。	通帳の写し（インターネットバンクの場合はウェブサイトの写しも可） <u>通帳のコピー箇所</u> 次の①から③までが全て必要となりますので漏れなくお願いします。 該当する部分については、 <u>全ページの上下をコピーしてください。</u> ① 銀行・支店・口座番号・名義 ② 最終残高の記載日から2か月前までの取引状況 ※最終残高の記載日は、申請日から2か月以内であること。ただし、直近2か月以内に出入金が無い場合は最新の取引日であること。 ③ 定期預金 ※預け入れがない場合も、残高がないことを確認するため、 <u>定期預金のページをコピーしてください</u> ※証書や定期専用の別通帳がある場合は該当する全ページの上下及び <u>銀行・支店・口座番号・名義の分かる部分</u>
<input type="checkbox"/> 有価証券・投資信託 株式・国債・地方債・社債など	銀行、信託銀行、証券会社等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
<input type="checkbox"/> 金・銀（積立購入含む） その他購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義と口座残高の記載箇所の写し（ウェブサイトの写しも可）
<input type="checkbox"/> タンス預金（現金）	自己申告
<input type="checkbox"/> 負債 預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く。	住宅ローンやマイカーローンなどの借用証書（借入額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）
【申告不要な資産】 生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）	

【注意事項】虚偽の申告により不正に特定入所者サービス費等の支給を受けた場合、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額を返還していただくことがあります。